

平成 18年度政府予算に対する重要要望

平成 17年 5月

企画総務部総合政策局

e-mail:sougouseisakukyoku@pref.tokushima.lg.jp

今回の要望は、平成 18年度政府予算の概算要求に向けて施策提案と予算要望を取りまとめたものである。施策提案に重点を置き、徳島発信の提案やモデル事業を提案 要望するとともに、予算要望は、主要な国の直轄事業等を中心として重点化を図った。

「オンリーワン徳島行動計画」の 7つの基本目標に基づき、合計 31項目で構成。

平成 18年度要望項目及び具体的内容		県担当部局
「オープンとくしま」の実現		
1	<p>地方財政について</p> <p style="text-align: right;">提案 要望先 総務省</p> <p>1 「国庫補助負担金の改革」, 「地方交付税の改革」, 「税源移譲を含む税源配分の見直し」の三位一体改革を推進するに当たっては, 自らの地域のことは, 自らの意志で決定し, その財源 権限と責任も自らが持つという真の地方分権の基本理念に沿って進めてください。</p> <p>そして, 真の地方分権を実現するため, 全体像で先送りされた諸課題について, 「国と地方の協議の場」などにおいて, 地方公共団体の意見を十分に踏まえた上で具体的内容を早期に提示してください。</p> <p>2 また, 三位一体改革の推進に際し, 各改革について, 次の点に配慮してください。</p> <p>(1) 「地方交付税制度の見直し」に当たっては,</p> <p style="padding-left: 20px;">地方公共団体が, 法令等により義務付けられた事務事業を数多く担っていること</p> <p style="padding-left: 20px;">地域間で税が偏在し, 経済力 財政力に大きな差があること</p> <p>を前提とし, 安定した行政サービスの供給が低下することのないよう, 所得税から個人住民税への税源移譲に伴う交付税原資の減少に対応し, 交付税率を引き上げるなど, 地方交付税の所要総額の確保を図るための措置を講じるとともに, 財源保障 財源調整機能を堅持すること。</p> <p>(2) 「国庫補助負担事業の廃止 縮減」に当たっては, 地方六団体の 「国庫補助負担金等に関する改革案」を尊重し, 国と地方との役割分担を踏まえつつ見直しを進め, 一方的な地方への負担の転嫁を行わないよう, 適切な財源措置を講じること。さらに, 国庫補助負担金について, 多額の地方超過負担が生じている現状を踏まえ, この解消を前提とし, 完全な財源措置を講ずるとともに, 維持管理費に係る国直轄事業負担金は廃止すること。</p> <p>(3) 「税源移譲を含む税源配分の見直し」に当たっては, 「自助と自律」にふさわしい歳入基盤を確立するため, 今後は基幹税である地方消費税の充実を基本として国から地方へ税源移譲を行い, 税源の偏在性が少なく税収の安定性を備えた地方税体系の構築に努めること。</p> <p>3 地方単独事業や社会資本整備等については, 整備の遅れた地域 財政力の乏しい地域に十分配慮した上で, 自らの選択と財源で効果的に事業実施ができるよう必要な財源措置を講じてください。</p> <p>4 地方債については, 円滑な事業実施ができるよう低利長期の資金を確保するとともに, 高利の公的資金に対する特別交付税措置を継続してください。</p>	<p>企画総務部 県民環境部</p>

	平成18年度要望項目及び具体的内容	県担当部局
	経済再生とくしまの実現	
2	<p>都道府県中小企業支援センターの機能強化について 提案 要望先 経済産業省, 中小企業庁</p> <p>1 都道府県中小企業支援センター指定法人の組織や運営方法等については, 基本的に規制等を設けないこととしてください。</p> <p>2 中小企業支援法関係省令の改正等により, 都道府県中小企業支援センターにおいて中小企業診断士の登録更新研修が実施できるようにしてください。</p> <p>3 中小企業大学校に通学困難な地域において, 中小企業やその支援施策担当者を育成するための研修を実施することについて, 都道府県中小企業支援センターへの国等からの委託事業を創設する等により, 受講機会格差の解消を図ってください。</p>	商工労働部
3	<p>商工会と商工会議所の合併を円滑に進めるための法整備について 提案 要望先 経済産業省, 中小企業庁</p> <p>商工会と商工会議所の合併を円滑に進めるため, 商工会法及び商工会議所法に相互の合併規定を創設してください。</p>	商工労働部
4	<p>農業・農村の構造改革を推進する上での政策展開について 提案 要望先 農林水産省</p> <p>1 農業の持続的発展に関する施策</p> <p>(1) 経営安定対策の確立について</p> <p>野菜, 果実等における経営安定対策については, 「緩やかなまとまりと個々の競争」を特徴とした「多様かつ幅広い担い手」から構成される「産地」の育成強化を基本とし, 生産から消費まで一体的な施策を推進すること。</p> <p>野菜, 果実, 畜産物の「品目別施策の見直し」においては, 価格の低落が「産地」の生産力や意欲に影響を及ぼさないよう, 現行の価格・経営安定制度を堅持すること。</p> <p>野菜・果実の消費拡大対策については, 目標数値の達成に向けた施策を着実に進めることにより, 生産振興を図ること。</p> <p>(2) 意欲ある担い手の育成確保など, 新規就農対策の充実強化について</p> <p>農地保有合理化促進対策において, ターン就農希望者への支援については, 農地に限らず, 一定の研修期間における住居や農舎の借り上げを支援対象とするなど, 新規就農対策の充実を図ること。</p> <p>新規就農希望者の支援に意欲を持つ農業法人等が, 一定期間, 雇用形態で研修生を受け入れる取り組みを支援する制度を拡充すること。</p> <p>2 農村の振興に関する施策</p> <p>(1) 農地・農業用水等の保全管理について(資源保全施策の構築)</p> <p>多様な主体が参画する農地・農業用水等地域資源保全のための施策を早急に構築するとともに, その整備・更新・保全手法の基本にユニバーサルデザイン化を位置づけること。</p> <p>高齢者, 女性, 非農家, 地域コミュニティなどの多様な主体が参画する農地・農業用水等地域資源保全のための施策を早急に確立すること。</p>	農林水産部

	平成18年度要望項目及び具体的内容	県担当部局
	<p>いろいろな人々や多様な主体が保全・管理できる農地・農業用水等地域資源を目指して、その整備・更新・保全手法の基本に「手すり」、「木製ガードレール」、「スロープ」、「法面の緩勾配化」などのユニバーサルデザイン化を位置づけるとともに、農業農村整備事業費の中にユニバーサルデザイン枠を確保すること。</p> <p>(2) 農業者や地域の主体性と創意工夫の発揮について</p> <p>補助金改革による交付金化に伴う、地域提案メニューの運用に当たっては、農業機械施設補助の整理合理化について(昭和57年4月5日付け農林水産事務次官依命通知)の規定に関わらず、採択基準の緩和を行い、地域の自主性や裁量性が発揮できるようにすること。</p> <p>3 WTO農業交渉等に向けての姿勢について</p> <p>WTO農業交渉及び自由貿易協定(FTA)交渉に際しては、日本の主張が十分反映されることを基本姿勢として臨むとともに、これら交渉が、生産者のみならず食料自給率の向上という国民的な課題であることから、わが国をはじめ各国の農業が共存できる国際規律の確立を図ること。</p>	
5	<p>鳥獣被害防止の効果的な対策について</p> <p style="text-align: right;">提案・要望先 環境省、農林水産省</p> <p>野生鳥獣による農林水産物被害や生活面での危険性が継続的かつ広域的に増大していることから、環境省や農林水産省等の関係省庁が連携し、野生鳥獣の保護管理の観点と被害防止のための効果的な対策を講じてください。</p> <p>(1) 県域を越えた野生鳥獣の保護管理の観点から、広域的な生息数や被害状況などの調査手法や捕獲体制の確立を図ること。</p> <p>(2) 特に、被害の多い中山間地域において、イノシシやサル等の野生鳥獣と人とが共存できるための研究開発や研究体制の整備を行うこと。</p> <p>(3) 野生鳥獣による農林水産物被害は全国的な課題となっていることから、全国共通のシカ・サル・イノシシ・カワウなどの代表的な野生鳥獣被害を防止する効果的な対策を研究し、マニュアル等を策定、普及すること。</p> <p>(4) 効果的な捕獲の実施や適切な被害対策の面から、鳥獣捕獲及び保護管理の普及啓発並びに被害防止対策の普及指導等を行う、野生鳥獣保護管理指導員制度を新たに創設するとともに、その人材育成及び制度の運営に対し交付金措置を講ずること。</p>	県民環境部 農林水産部
6	<p>国営土地改良事業について</p> <p style="text-align: right;">提案・要望先 農林水産省</p> <p>国営総合農地防災事業の着実な推進を図ってください。</p> <p>吉野川下流域及び那賀川下流域の両平野は、県の重点施策である「新鮮とくしまブランド戦略」づくりを推進する上で、核となる重点地域と位置づけていますが、両地域の農業用水の水質悪化及び塩水化等の抜本的な解消を図るため、国営事業の早期完成が極めて重要となっています。</p> <p>については、吉野川下流域地区及び那賀川地区国営総合農地防災事業の着実な推進を図ってください。</p>	農林水産部

	平成18年度要望項目及び具体的内容	県担当部局
	環境首都とくしまの実現	
7	<p>循環型社会の形成について</p> <p>1 循環型社会の形成に向けた施策の推進について 提案 要望先 環境省, 経済産業省 1 拡大生産者責任の考え方を積極的に導入し, 製造業者等が自ら製造等した製品について, 引取りや再使用・再生利用等を行うリサイクルシステムを拡充してください。 なお, 排出者からリサイクル料金を徴収する場合は, 製造業者等がリサイクル等の義務履行に要する費用などの情報を, できる限り詳細に公表して, 適正な設定料金の確保を図ってください。</p> <p>2 市場において軽量化商品やリターナブル容器への転換, 環境に配慮した製造・設計・販売を積極的に進めている者には法人税の減免措置を図るなど, 廃棄物の発生抑制への経済的インセンティブを与える施策等の推進に努めてください。</p> <p>3 容器包装リサイクルにおける拡大生産者責任の強化を図り, 市町村の負担を軽減するため, 以下の点について, 容器包装リサイクル制度の早期見直しを行ってください。</p> <p>(1) 再商品化義務を免除されている小規模事業者も義務対象者とする事。 また, 再商品化義務を果たしていない, いわゆる「タダ乗り」業者に対しては, 適正な義務履行の確保に努めること。</p> <p>(2) 市町村の分別収集及び保管に係る費用を製造業者の特定事業者の負担とすること。</p> <p>4 市町村が循環型社会形成推進交付金制度を活用して, 容器包装リサイクル法の分別収集及び保管に係るリサイクル施設等の整備を行う場合には, 分別収集の効率化の観点から, 管内の収集体制をステーション方式へ移行するために要する費用を交付対象としてください。</p> <p>5 家電リサイクルの円滑な推進と不法投棄の未然防止を図るため, 以下の点について, 家電リサイクル制度の早期見直しを行ってください。</p> <p>(1) リサイクル料金前払い制度を導入すること。</p> <p>(2) 特定家庭用機器廃棄物の引渡義務違反などに対する罰則を強化すること。</p> <p>(3) 市町村等が回収した不法投棄物については, 無償若しくは通常のリサイクル料金より低い価格で製造業者等が引き取ること。</p> <p>2 循環型社会形成推進交付金制度の充実強化について 提案 要望先 環境省 1 循環型社会形成推進交付金における「地域内人口5万人以上又は面積400km²以上」という地域要件について, 意欲のある市町村の自主的な取り組みを推進させる観点や過疎地域等における特例措置とのバランスを考慮して撤廃してください。</p> <p>2 浄化槽市町村整備推進事業の交付対象額については, 公共下水道整備事業等と同様に, 1/2に拡充してください。</p> <p>3 浄化槽市町村整備推進事業において, 市町村が既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に要する費用を負担する場合には, 浄化槽整備と一体に交付対象としてください。</p>	県民環境部

	平成18年度要望項目及び具体的内容	県担当部局
8	<p>未利用資源の有効な利用の促進について</p> <p style="text-align: right;">提案 要望先 環境省, 林野庁, 経済産業省</p> <p>1 廃棄物処理法施行令第7条13号の2の規定に、「800以上の安定した燃焼状態を保つことが可能と判断できる製材業等から発生した木くずのみを焼却する施設であって、熱供給を目的とするボイラー構造を有するものを除く。」との内容を追加すること</p> <p>2 将来的には、製材業等から発生した木質バイオマスである木くずについては、ボイラー燃料として、確実に有効利用されるものに限り、廃棄物扱いから除外するなどの方策を講ずること</p> <p>3 関係省庁は主管省庁に対し、制度改正を強く働きかけること</p>	<p>県民環境部 商工労働部 農林水産部</p>
9	<p>地球温暖化対策の重点的な推進について</p> <p style="text-align: right;">提案 要望先 環境省</p> <p>1 地域における温室効果ガス排出の実態や取り組みの効果が、同一の基準で把握でき、全国で情報の共有化が図られるよう「地域エネルギー温暖化対策推進会議」を有効に活用するとともに、「温室効果ガスの排出実態や削減効果がオンラインで把握・比較できる、排出量積算システム」を構築してください。</p> <p>2 温室効果ガス排出量の増加が著しい運輸部門対策として、通勤方法の公共交通機関等への転換やノーカーデーなどに取り組む「エコ・カーライフ」を、全国の国の機関・自治体で一斉に取り組むなど、国民運動を喚起するための「啓発効果の高い取り組みの公共機関での先導的な実施」を行うとともに、これに呼応する民間の取り組みにインセンティブを設ける誘導施策を講じてください。</p> <p>3 市町村単位や地域単位等で、「人口1人当たりCO₂削減量」など、地球温暖化を抑制する指標において、成果の高い地域に対し、成果に応じた交付金制度の創設など、地域での取り組みに対し、インセンティブを設けるとともに、先導的な取り組みを他の地域に広げていく仕組みを創設してください。</p>	<p>県民環境部</p>
10	<p>地球温暖化防止に向けた森林対策の推進について</p> <p style="text-align: right;">提案 要望先 林野庁, 国土交通省</p> <p>1 京都議定書で認められている森林による二酸化炭素吸収量を確保するため、間伐の積極的な推進や複層林・長伐期施業への誘導など、森林の整備・保全に係る予算を確保してください。</p> <p>2 林業の再生や環境重視の多様な森づくりを担う人材を育成するため、平成17年度で終了する「緑の雇用担い手育成対策事業」に代わる新たな対策を、次の提言を踏まえて創設してください。</p> <p>(1) 分野を越えて幅広く人材を募集する観点から、研修生の採択要件を緩和すること</p> <p>(2) 緊急雇用での技術習得期間を考慮して、研修期間を1年から2年に延長すること</p> <p>(3) 地域の状況により、研修フィールドとして国・公有林のほか私有林も加えること</p> <p>(4) 研修生に支払う技術習得費を、現行9万円から15万円程度に引き上げること</p> <p>3 間伐材を利用した「四国スタンダードの木製ガードレール」が、全国に広がるよう省庁間での連携を図ってください。</p>	<p>農林水産部 県土整備部</p>

	平成18年度要望項目及び具体的内容	県担当部局
11	<p>流域下水道など汚水処理施設の整備促進について</p> <p>提案 要望先 :内閣府 ,農林水産省 ,水産庁 ,国土交通省 ,環境省</p> <p>1 汚水処理施設の整備は「環境首都とくしま」の実現を目指す本県の最重点課題であり,平成18年度においても,次の施設整備に係る予算措置を図ってください。</p> <p>(1) 旧吉野川流域下水道の事業推進に必要な予算の確保を図ること。</p> <p>(2) 公共下水道の整備促進に必要な予算の確保を図ること。</p> <p>(3) 集落排水施設の整備促進に必要な予算の確保を図ること。</p> <p>(4) 浄化槽の整備促進に必要な予算の確保を図ること。</p> <p>2 汚水処理施設の整備に係るコスト縮減を図るため,更なる技術開発 調査研究の推進を図ってください。</p>	<p>県土整備部 県民環境部 農林水産部</p>
	<p>安全「安心とくしま」の実現</p>	
12	<p>農畜水産物の安全「安心対策」について</p> <p>提案 要望先 :農林水産省</p> <p>農畜水産物の安全「安心」を確保するため,次の対策を講じてください。</p> <p>1 BSE対策について</p> <p>(1) 未だ解明されていないBSE感染源と感染ルートを早急に解明すること。</p> <p>(2) BSE発生国からの牛肉の輸入再開に当たっては,国民の不信感を招くことのないよう,十分なリスクコミュニケーションを行うとともに,総合的なリスク評価など科学的な根拠を明確にすること。</p> <p>(3) 万一,輸入が再開された場合,牛枝肉や子牛価格の低落等により,畜産農家等への大きな影響が懸念されることから,予算措置を含めその十分な対策を講ずること。</p> <p>2 食の安全に関するリスクコミュニケーションの充実強化について</p> <p>食の安全「安心」を確保するため,食に関わる全ての人々が継続的にリスクコミュニケーションすることにより,信頼関係を築くとともに,食に対する理解を深められる体制を充実させること。</p> <p>3 輸入農畜水産物の検査体制強化について</p> <p>国民への食の安全性を確保するため,関係省庁の連携を進め,輸入検疫における検査体制の強化を図ること。</p>	<p>農林水産部</p>
13	<p>徳島県那賀川町における自衛隊駐屯地の整備促進について</p> <p>提案 要望先 :防衛庁 ,防衛施設庁</p> <p>徳島県那賀川町に新設する陸上自衛隊駐屯地について,中期防衛力整備計画期間中(平成17年度～平成21年度)における早期の施設整備と部隊配備を行ってください。</p>	<p>危機管理局</p>
14	<p>県防災行政無線の再整備について</p> <p>提案 要望先 :総務省 ,消防庁</p> <p>県防災行政無線の周波数移行のための再整備に係る財政上の支援措置の拡充強化及び周波数移行後の周波数の長期使用措置を図ってください。</p> <p>1 再整備に係る財政支援の拡充強化について</p> <p>平成18年度以降の財政措置の見直しに当たっては,事業債の対象範囲の拡充を図ること。</p>	<p>危機管理局</p>

	平成18年度要望項目及び具体的内容	県担当部局
	<p>2 周波数移行後の周波数の長期使用措置について 再整備後の400メガヘルツ帯(アナログ方式)周波数帯の使用期限については、無線機器の耐用年数を十分考慮に入れて長期使用措置を図ること。</p>	
15	<p>南海地震対策について</p> <p>1 南海地震対策について 提案 要望先 内閣府、総務省、消防庁、文部科学省、国土交通省、気象庁、農林水産省、林野庁、水産庁</p> <p>地震防災対策に必要な次の施策を推進してください。</p> <p>1 緊急地震速報の早期実用化等について 緊急地震速報は、地震津波被害を軽減する上で大変有効なシステムであり、精度向上等を急ぐとともに、実用化に必要な具体的利用方法や伝達システムの早期確立、実用段階における円滑なシステム導入に不可欠な住民の理解を促進するため、現存する課題に応じ、より広い地域において試験運用を行うなど、早期実用化を図ること。</p> <p>2 モバイル端末等を利用した津波浸水想定地域等の情報提供システムについて 防災行政無線による情報伝達を補完し、迅速かつ的確な津波避難行動が確保されるよう、津波予報の発表と同時に、浸水想定地域等を即時的に予測し、これを当該地域の防災関係機関をはじめ公共交通機関や住民等に遅滞なく情報伝達可能なモバイル端末等を利用したシステムの導入について、早期に調査研究を推進すること。</p> <p>3 公立学校の耐震化促進について 公立学校(小中学校)は、児童生徒の安全確保はもとより、災害時の避難場所としても指定されているが、耐震化率は低く、今後、早急に耐震化を推進する必要がある。このため、次期地震防災緊急事業五箇年計画では、東南海・南海地震防災対策推進地域に係る公立学校の耐震化について、国の負担又は補助の割合を一層の高上げや地震財特法第5条(地震対策緊急整備事業に係る地方債)及び第6条(元利償還金の基準財政需要額への算入)に準じた特例措置等を盛り込むよう、地震防災対策特別措置法等の所要の改正を行い、対策の重点化を図ること。</p> <p>4 避難困難地域の解消に向けた避難対策の支援について 津波避難困難地域の解消は、急務であり、抜本的解消を図るため、身近な避難施設や避難路の整備、安全確保対策などの地域の実情に応じた津波避難対策が着実に推進できるよう必要な支援制度の創設を図ること。</p> <p>5 民間ヘリコプターの活用も含めた孤立対策の検討について 南海地震の発生時には、被害は広域に及ぶことが想定され、地震動や津波により多くの孤立地域が生じる恐れがある。ヘリコプターを活用した孤立対策については、半島部のみならず海岸地域や山間部も含む広域的な応急対策に資するものとし、不足が懸念される公用ヘリコプターのみならず、民間ヘリコプターも含めた総合的な検討を図るとともに、具体的検討においては、自治体も参画できる場を講じること。</p> <p>6 東南海、南海地震等の連続発生に備えた対応策の策定について 東海地震、東南海地震、南海地震は、過去において連続発生していることが知られており、東海地震に係る警戒宣言の発令や後発地震の発生、これに伴う広域的影響を鑑み、社会的混乱防止、万一の後発地震の発生による広域被害の軽減を図るため、国・自治体・防災関係機関・企業・国民等の適切な対応等に関するガイドラインを早期に策定すること。</p>	<p>危機管理局 農林水産部 県土整備部 教育委員会</p>

平成18年度要望項目及び具体的内容	県担当部局
<p>7 被災者生活再建支援制度の充実について 被災者生活再建支援制度に係る住宅再建支援制度の充実を図るため、支援対象経費に住宅本体の再建費用(新築・購入・補修各費用)を含めた制度とするほか、対象となる自然災害の要件緩和及び対象世帯を半壊以上とするなど、真の被災者支援となるよう必要な措置を講じること。</p> <p>8 災害に係る住家の被害認定方法の簡素化等について</p> <p>(1) 災害に係る住家の被害認定を、迅速かつ合理的に実施できるよう災害に係る住家の被害認定基準運用指針」による被害認定方法の簡素化を図ること。</p> <p>(2) 自然災害の種類、規模及び地域により、被害認定に差が生じないように、同運用指針の改善を図ること。</p> <p>9 地震・津波の調査観測体制の強化について 地震発生時期等の予測精度の向上等を図るため、東海地域並みの地震・津波調査観測体制強化を図ること。</p> <p>地震防災対策に必要な財政支援の充実強化及び事業の整備促進を図ってください。</p> <p>1 緊急輸送路等の整備促進を図ってください。</p> <p>(1) 四国横断自動車道 阿南～鳴門間や地域高規格道路 阿南安芸自動車道をはじめとする幹線道路の整備促進</p> <p>(2) 緊急輸送道路の橋梁耐震補強「3年プログラム」に基づく、高速道路、直轄国道及び県・市町村管理の主要幹線道における橋梁の耐震補強を重点的・計画的に実施するために必要な予算措置</p> <p>(3) 緊急輸送路を保全対象に含む土石流対策、地すべり対策及び急傾斜地崩壊対策事業並びに緊急輸送路に隣接する急傾斜面等の崩落防止対策などの、道路災害防除事業等の整備に必要な予算措置</p> <p>2 海岸保全施設の整備促進を図ってください。 津波による被害を防止・軽減するための海岸保全施設強化対策の整備促進</p> <p>3 南海地震等の発生による農林地への災害防止対策の推進を図ってください。</p> <p>(1) 南海地震等大規模地震対策の視点を加えた地すべり指定地、海岸保全区域、山地災害危険地等における調査の推進</p> <p>(2) 上記地域にある施設に関する災害への予防保全、施設の長寿命化の観点からの維持補修、対策工事の予算措置</p> <p>2 住宅耐震化促進税制の創設について 提案 要望先 内閣府、財務省、国土交通省 住宅の耐震化を促進するため、税制上の強力な支援措置を講じてください。</p> <p>1 耐震改修工事費の一定割合を所得税の税額から控除してください。</p> <p>2 対象となる住宅は、昭和56年以前に建築された住宅としてください。</p>	

	平成18年度要望項目及び具体的内容	県担当部局
16	<p data-bbox="212 199 555 230">災害予防事業の拡充について</p> <p data-bbox="916 232 1214 264" style="text-align: right;">提案・要望先：国土交通省</p> <p data-bbox="248 271 1209 389">災害予防事業について、地方の自主性・裁量性を高めるとともに、安全・安心の確保のための災害予防が推進できるよう、総合流域防災事業や急傾斜地崩壊対策事業の拡充を図るとともに、災害予防事業が確実に実施できるよう、必要な予算の確保を図ってください。</p> <p data-bbox="248 441 1201 499">1 総合流域防災事業については、以下の項目についても実施できるよう事業の拡充を図ること</p> <p data-bbox="256 528 975 611">(1) 内水排除に効果的な災害対策用排水ポンプ車の購入・配備 (2) 土砂災害を含む包括的なハザードマップの作成</p> <p data-bbox="248 629 1206 719">2 地震発生時の津波対策として、急傾斜地崩壊対策と一体的に避難場所等の整備ができ、より安全性の高い防災対策となるよう、以下の工事についても急傾斜地崩壊対策事業で実施できるよう事業の拡充を図ること。</p> <p data-bbox="256 763 839 846">(1) 避難スペースを確保するために必要な地山掘削 (2) 避難スペースまでの避難路となる階段、坂路等</p> <p data-bbox="248 866 1197 925">3 災害発生時には、再度災害発生を予防するためにも、災害予防事業が、機動的、集中的、確実に実施できるよう、予算の確保を図ること。</p>	県土整備部
17	<p data-bbox="212 983 727 1014">吉野川・那賀川直轄河川改修事業等について</p> <p data-bbox="916 1016 1214 1048" style="text-align: right;">提案・要望先：国土交通省</p> <p data-bbox="256 1055 606 1086">1 吉野川の河川整備について</p> <p data-bbox="256 1106 895 1137">(1) 直轄河川改修事業の計画的な推進を図ってください。</p> <p data-bbox="248 1158 1201 1216">吉野川上流地区、旧吉野川地区における無堤部の解消のための築堤・用地買収等の重点的な促進を図ること。</p> <p data-bbox="248 1245 1190 1303">吉野川下流地区における重要水防箇所の解消や南海地震対策のため、堤防補強を促進すること。</p> <p data-bbox="292 1332 686 1364">吉野川の内水対策を促進すること。</p> <p data-bbox="256 1384 564 1415">(2) 河川整備計画について</p> <p data-bbox="248 1435 1201 1494">昨年の台風被害を鑑み、今年度中に、河川整備基本方針を策定するとともに、引き続いて早期に河川整備計画を策定すること。</p> <p data-bbox="256 1523 564 1554">(3) 吉野川第十堰について</p> <p data-bbox="248 1574 1197 1632">抜本的な第十堰の対策のあり方について検討を進めるとともに、現堰について早急に適切な補修を実施すること。</p> <p data-bbox="256 1662 606 1693">2 那賀川の河川整備について</p> <p data-bbox="256 1713 922 1744">(1) 直轄河川改修事業等の計画的な推進を図ってください。</p> <p data-bbox="292 1765 1107 1796">那賀川中流地区の無堤部の解消のための用地買収等の促進を図ること。</p> <p data-bbox="292 1816 997 1848">桑野川床上浸水対策特別緊急事業による引堤を促進すること。</p> <p data-bbox="292 1868 1078 1899">那賀川総合整備事業による治水・利水・環境対策を早期立案すること。</p> <p data-bbox="256 1919 564 1951">(2) 河川整備計画について</p> <p data-bbox="248 1971 1201 2029">昨年の台風被害を鑑み、今年度中に、河川整備基本方針を策定するとともに、引き続いて早期に河川整備計画を策定すること。</p>	県土整備部

	平成18年度要望項目及び具体的内容	県担当部局
	河川整備計画の策定に当たっては、流域の意見も踏まえ、長安口ダムの本県直轄管理について検討すること。	
18	<p>港湾・海岸整備について</p> <p>1 港湾・海岸整備について</p> <p style="text-align: right;">提案・要望先：国土交通省</p> <p>1 撫養港海岸の事業化に向け、本年度、国において「技術検討調査」が計画されており、速やかに事業着手できるよう直轄事業の新規採択について配慮してください。</p> <p>2 徳島小松島港沖洲地区において、県民が海に親しみ人々の憩いの場となる緑地等の整備及び四国横断自動車道の県南延伸に不可欠なマリニピア沖洲第2期事業の整備促進を図るため、必要な予算を確保してください。</p> <p>2 港湾整備事業における資本費の平準化について</p> <p style="text-align: right;">提案・要望先：総務省、国土交通省</p> <p>港湾経営の長期的安定化を図るため、港湾整備事業における資本費平準化債を創設してください。</p>	県土整備部
19	<p>交付金制度を活用した国道の防災対策の推進について</p> <p style="text-align: right;">提案・要望先：国土交通省</p> <p>災害時の緊急輸送路となる補助国道のうち、次の区間について整備のスピードアップを図り、防災性を向上させるため「交付金事業」を導入してください。</p> <p>1 直轄国道～地域拠点（旧町村役場）間の孤立化回避、生命線確保 災害時に救援、復旧の地域拠点となる町村役場と第1次緊急輸送路である直轄国道を結ぶ区間は、第2次緊急輸送路に指定されて重要度が高い。 例：国道438号（美馬郡つるぎ町：192号～439号間）、 国道492号（美馬市：192号～438号間）</p> <p>2 リダンダンシーのない広域路線の防災性の強化 迂回路のない路線は通行止めとなった場合、社会的影響が大きい。 例：国道195号（那賀郡那賀町55号～高知県境）</p> <p>なお、交付金事業の導入においては、厳しい地方財政事情を考慮して、補助国道に限り基準補正率を嵩上げしてください。</p>	県土整備部
20	<p>警察基盤の充実強化について</p> <p style="text-align: right;">提案・要望先：警察庁、総務省</p> <p>1 徳島県警察官の増員を図ってください。</p> <p>2 装備資機材の整備充実を図ってください。</p> <p>(1) 災害警備活動用資機材の整備（広域緊急援助隊の能力向上）</p> <p>(2) 自動車ナンバー自動読取システムの整備充実</p> <p>(3) 警察車両の整備充実</p> <p>(4) 街頭緊急通報システム（スーパー防犯灯）の整備充実</p> <p>3 新交通管理システム関連事業及びあんしん歩行エリアの整備を重点に実施するとともに、交通安全施設の高度化改良（更新）を図ってください。</p>	警察本部

	平成18年度要望項目及び具体的内容	県担当部局
	『いやしの国とくしま』の実現	
21	<p>学校教育の推進に不可欠な財源の確保等について</p> <p style="text-align: right;">提案 要望先 文部科学省, 総務省</p> <p>1 義務教育に必要な財源の確保 義務教育費国庫負担金の在り方については, 地方の意見を尊重して検討を行い, 義務教育に必要な財源については, 地方への負担転嫁とならないよう, 財源を確保してください。</p> <p>2 教職員定数の一層の充実 第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画及び第6次公立高等学校教職員定数改善計画は平成17年度で終了しますが, 今後においても, 次期定数改善計画を早期に策定し, 下記の事項の充実を図ってください。</p> <p>(1) 児童・生徒に多様できめ細かな指導を行い, その個性を伸ばし, 豊かな人間性を育むことができるよう, 35人学級等の少人数学級編制及び少人数指導のための定数措置をすること。</p> <p>(2) 特にきめ細かな指導が必要とされる学校において, 児童・生徒の状況に応じた特別な学習指導, 生徒指導, 進路指導の取り組みが進められるよう, 加配措置について一層の充実を図ること。</p> <p>(3) 教職員の資質向上を図るため, 研修等定数について, 長期研修等の派遣教員実数に見合った加配措置の実施及び学校栄養職員, 事務職員についての研修のための加配措置をすること。</p> <p>(4) 教育課程の円滑な実施, 特色ある学校づくりのための取り組みなど, 教育改革の諸課題に対応した地方独自の取り組みに対する定数措置をすること。</p>	教育委員会
	『ユニバーサルとくしま』の実現	
22	<p>男女共同参画の推進について</p> <p style="text-align: right;">提案 要望先 内閣府</p> <p>男女共同参画社会の早期実現に向け, 審議会委員等への女性の登用を一層進めるため, 法令等に定める審議会等委員の職指定制度の見直しなど委員資格要件の緩和を図ってください。</p>	県民環境部
23	<p>次世代育成支援対策について</p> <p>1 次世代育成支援対策の着実な推進について</p> <p style="text-align: right;">提案 要望先 厚生労働省, 内閣府, 財務省</p> <p>1 市町村等における子育て支援事業の拡充 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村, 県及び企業の行動計画の着実な推進が図られるよう, 国の制度的な支援と財源の確保を図ってください。 特に, 平成17年度より導入された次世代育成支援対策交付金に関して, 市町村及び県において計画している事業が円滑に進められるよう, 交付手続きを早期に行うとともに, 事業量に応じた十分な交付額を確保することにより, 安定的な運営が図られるように配慮してください。</p> <p>2 乳幼児医療費助成制度の充実 少子化対策の一環として, 乳幼児の疾病の早期発見, 早期治療及び病児を抱える保護者の経済的負担の軽減に資するため, 国において乳幼児の医療費に対する制度の充実を図ってください。</p>	保健福祉部

	平成18年度要望項目及び具体的内容	県担当部局
	<p>3 子育て家庭支援に向けた抜本的な税制度の改革 子育てに関わる不安や悩みについて、子育てに伴う経済的負担が重いことを挙げる家庭が多いことから、税制面による支援に関して抜本的な改革を行い、子育て家庭に対する税の優遇措置の拡充を図ってください。</p> <p>2 仕事と子育ての両立支援のための新たな税制の創設と助成制度の充実等について 提案 要望先 厚生労働省、内閣府、財務省</p> <p>1 次世代育成支援対策推進法に基づく、企業の行動計画の着実な推進が図られるよう、国において企業に対する新たな税制の創設を図ってください。</p> <p>(1) 行動計画の策定が義務とされている301人以上の企業については、策定に際し、なら特典が与えられていない現状に鑑み、これら企業が行動計画を策定して労働局長による認定を受けた場合、認定後初の計画期間において、法人税の特例措置(税額特例控除等)を講ずるなど、税制面での優遇措置を図ること。</p> <p>(2) 行動計画の策定が努力義務とされている300人以下の企業については、企業及びそこに勤める労働者が多数を占める地方の状況に鑑み、地方振興の観点からも、これら企業が行動計画を策定して労働局長への届出を行い、法律に定める規定以上の制度を導入し活用が図られた場合、その計画期間において、法人税の特例措置(税額特例控除等)を講ずるなど、税制面での優遇措置を図ること。 さらに労働局長による認定を受けた場合は、(1)の措置を図ること。</p> <p>2 育児休業取得者が職場復帰しやすい環境整備を図ろうとする企業に対しては、現在、(財)21世紀職業財団において、雇用保険特別会計を活用した奨励金制度が設けられていますが、利用実績が少ない現状に鑑み、行動計画の届出を行った企業に対しては、利用手続きの簡便化を図るなど、企業がより利用しやすくするための制度の見直しを行ってください。 また、育児休業制度等に対する積極的な取り組みを行い、地域のモデルとなる企業に対して助成を行うなど、新たな支援制度の創設を図ってください。</p>	<p>商工労働部</p>
<p>24</p>	<p>介護保険制度改革の円滑な実施について 提案 要望先 厚生労働省</p> <p>1 制度改正について早期の情報提供 市町村において介護保険事業計画の検討と住民への周知、実施体制の整備等の準備作業に必要な期間が確保できるよう、政省令・告示事項などの具体的内容について早期に情報提供してください。 介護保険事業計画策定の指針及び算定方法、介護予防サービスの内容、地域支援事業のメニュー、介護報酬 など</p> <p>2 地方公共団体の事務負担の軽減 地域包括支援センターの設置や介護サービス情報の公表などにより、地方公共団体の事務負担が増大しないよう、事務の簡素化を図るとともに、地域の実情に応じて民間資源の活用ができるような方策を講じてください。</p> <p>3 低所得者対策の拡充</p> <p>(1) 既存の低所得者対策を、対象サービスの種類や事業主体を問わない恒久的な制度として再構築してください。</p> <p>(2) いわゆるホテルコストの利用者負担に対する補足的給付について、給付対象外となっているグループホームを給付対象とし、サービス種類による不均衡が生じないようにしてください。</p>	<p>保健福祉部</p>

	平成18年度要望項目及び具体的内容	県担当部局
25	<p>人権が尊重される社会の実現について</p> <p style="text-align: right;">提案 要望先 法務省、文部科学省</p> <p>1 人権侵害による被害者の救済等の対応について、迅速かつ効果的に救済するための制度を早急に確立するため、次の事項に配慮した、実効性のある人権救済機関の設置を内容とする「人権擁護法」の早期成立など、必要な措置を講じてください。</p> <p>(1) 人権救済機関は、独立性を有するとともに、実効性のある機関とすること</p> <p>(2) 地域社会で生じる人権侵害に対して、簡易・迅速な救済を行うため、地方にも人権救済機関を設置すること</p> <p>(3) 地域社会における身近な人権擁護活動を促進するため、人権擁護委員制度の充実強化を図ること</p> <p>2 人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく財政上の措置を講じてください。</p>	保健福祉部
	『にぎわいとくしま』の実現	
26	<p>安全性の高い行政データセンターの整備促進について</p> <p style="text-align: right;">提案 要望先 総務省</p> <p>1 全国行政データのバックアップ体制の整備を図るため、全国規模のプロードバンドネットワークを活用し、秘密分散法を用いた分散バックアップシステムの実証実験を実施してください。</p> <p>2 実証実験に当たっては、全国唯一秘密分散バックアップシステムの実用化を図っている本県を核とした実証フィールドを設定してください。</p>	県民環境部
27	<p>過疎地域の振興について</p> <p style="text-align: right;">提案 要望先 総務省</p> <p>1 過疎対策事業債など必要な財源の確保を図ってください。</p> <p>2 本県へ必要額の配分を行ってください。</p> <p>3 次の事業を過疎対策事業債の対象としてください。</p> <p>(1) 地震・津波対策としての防災施設整備事業</p> <p>(2) 定住促進用貸付住宅として民間家屋を借り上げ整備する事業</p>	県民環境部
28	<p>商店街競争力強化基金の設置期間終了に伴う高度化資金償還金の出資金化について</p> <p style="text-align: right;">提案 要望先 経済産業省、中小企業庁</p> <p>商店街競争力強化基金の設置期間が平成17年度から終了を迎えることから、その財源である高度化資金を出資金化し、県の弾力的な運用ができるよう措置を講じてください。</p>	商工労働部
29	<p>高速自動車国道及び阿南安芸自動車道等の整備について</p> <p style="text-align: right;">提案 要望先 国土交通省</p> <p>1 高速自動車国道の整備について</p> <p>(1) 四国横断自動車道の整備を促進してください。</p> <p style="padding-left: 20px;">徳島～鳴門間の予算の重点配分</p> <p style="padding-left: 20px;">小松島～徳島間の早期現地調査</p> <p style="padding-left: 20px;">阿南～小松島間の新直轄予算の重点配分</p> <p>(2) ETC専用インターチェンジの恒久設置について、御配慮ください。</p> <p style="padding-left: 20px;">四国縦貫自動車道 吉野川ハイウェイオアシス</p> <p>(3) 四国縦貫自動車道(徳島自動車道)の4車線化を図ってください。</p>	県土整備部

	平成18年度要望項目及び具体的内容	県担当部局
	<p>2 高速道路空白地帯である四国東南地域の時間的遠隔性の解消を図るため、また、南海地震・津波対策の観点等からも急がれる地域高規格道路 阿南安芸自動車道の整備について</p> <p>(1) 日和佐道路の整備を促進してください。</p> <p>(2) 福井道路、桑野道路については、四国横断自動車道阿南～鳴門と日和佐道路を連結する道路であり、その重要性に鑑み、徳島県としても国土交通省と一体となり具体的な整備手法等を鋭意検討していますので、これらを早期に整備区間に指定してください。</p> <p>(3) 海部道路(日和佐以南)区間については、現国道が唯一の幹線道路であり、線形改良や交通事故対策等の緊急度の高い箇所から、地域高規格道路の整備を展望しつつ、牟岐バイパスを始めとする幹線交通機能の向上に向けた整備を促進してください。</p> <p>3 異常気象時の事前通行規制や都市部の交通渋滞の解消を図る直轄事業について</p> <p>(1) 一般国道32号猪ノ鼻道路及び改築防災の整備を促進してください。</p> <p>(2) 一般国道55号阿南道路の整備を促進してください。</p> <p>(3) 一般国道192号徳島南環状道路の整備を促進してください。</p> <p>4 災害発生時には、再度災害発生を予防するためにも、災害予防事業が、機動的、集中的、確実に実施できるよう、予算の確保を図ってください。</p>	
30	<p>徳島飛行場の拡張整備及び周辺整備等について</p> <p style="text-align: right;">提案・要望先:国土交通省</p> <p>地方空港は都市と地方、地方と地方を結ぶ交通ネットワークの主要拠点であることから、一般空港等の整備予算に重点配分し、その整備を積極的に推進すること。 徳島飛行場の滑走路拡張(2,000m→2,500m化)等の着実な整備促進を図ること。 徳島飛行場の拡張整備と一体的に整備を進めている粟津港廃棄物最終処分場(徳島空港周辺整備事業)の予算確保を図ること。</p>	県土整備部
31	<p>徳島市内の鉄道高架化について</p> <p style="text-align: right;">提案・要望先:国土交通省</p> <p>連続立体交差事業での着工準備を平成18年度に採択してください。</p>	県土整備部